第二号の五様式記載上の注意⑧に次のように加える。

ｉ　届出書の対象とした募集が定義府令第９条第１号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘である場合には、その旨を欄外に記載すること。

第七号様式記載上の注意⑩に次のように加える。

ｈ　届出書の対象とした募集が定義府令第９条第５号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘である場合には、その旨を欄外に記載すること。

第十一号様式中「【発行予定額】⑸」を「【発行予定額又は発行残高の上限】⑸」に改め、同様式記載上の注意⑸中「発行予定額」の次に「又は発行残高の上限」を加え「の総額を記載すること」を「について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること」に改める。

第十一号の二様式中「【発行予定枠】」を「【発行予定額又は発行残高の上限】」に改める。

第十一号の二の二様式中「【発行限度額】⑵」を「【発行予定額又は発行残高の上限】⑵」に改め、同様式記載上の注意⑵中「発行限度額」を「発行予定額又は発行残高の上限」に「の総額を記載すること」を「について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること」に改める。

第十一号の三様式中「【発行予定額】」を「【発行予定額又は発行残高の上限】」に「【発行残額】」を「【発行可能額】」に改め、同様式記載上の注意③ⓑ中「記載された」を「発行予定額を記載した場合において、当該」に改め、同記載上の注意③中ⓒをⓔに、ⓓをⓕに、ⓒをⓓに、ⓑの次に次のように加える。

(c)　発行残高の上限を記載した場合において、当該発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。

第十一号様式中

「

発行予定額（円）	

【これまでの募集（売出）実績】⑷

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

【残額】⑸（発行予定額－実績合計額－減額総額）　　円

」を

「

発行予定額又は発行残高の上限(円)	

【これまでの募集（売出）実績】⑷

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　　円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額(円)			償還総額（円）		減額総額（円）	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）　　円

」に、「【縦覧に供する場所】⑹」を「【縦覧に供する場所】⑸」に改め、同様式第十一号中「【公開買付けに関する情報】⑺」を「【公開買付けに関する情報】⑹」に改め、同様式第十三号中「【参照情報】⑻」を「【参照情報】⑺」に改め、同様式第十四号中「【保証会社等の情報】⑼」を「【保証会社等の情報】⑻」に改め、同様式記載上の注意⑶ｃ中「発行予定額」の次に「又は発行残高の上限」を加え、同記載上の注意⑷ａ及びｂを次のように改める。

ａ　発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)　「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

(b)　「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c)　「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。）を差し引いた金額を記載すること。

ｂ　発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)　「番号」欄には、ａの(a)に準じて記載すること。

(b)　「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c)　「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。

第十一号様式記載上の注意中⑸を削り、⑹を⑸とし、⑺から⑼までを⑹から⑻までとする。

第十一号の二様式中

「

発行予定枠（円）	
発行残高（円）	

」を